

第21期第33回

胆振海区漁業調整委員會議事録

(令和3年1月15日開催)

胆振海区漁業調整委員会

第 2 1 期 第 3 3 回 胆 振 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和 3 年 (2021 年) 1 月 1 5 日 (金)  
1 0 時 3 0 分 ~ 1 0 時 4 5 分
- 2 開催場所 室蘭市東町 3 丁目 1 9 番 4 号  
北海道漁業協同組合連合会室蘭支店会議室
- 3 出席委員 岩田会長、室村副会長、三戸部副会長、  
荒委員、中村委員、伊藤委員、田中委員、  
小谷地委員、傳委員、煤孫委員  
(1 0 名)  
※欠席委員 藤村委員、野呂委員、高田委員、木戸委員(4 名)
- 4 事務局 事務局長 松尾 仁  
専門主任 澤田 正則
- 5 臨席者  
胆振総合振興局産業振興部水産課 水産課長 齊藤 義裕  
胆振総合振興局産業振興部水産課 漁業管理係長 坂本 貴博
- 6 議題  
協議事項 胆振海区における海区漁場計画案(素案)について
- 7 議事の顛末

松尾事務局長

ただいまから、第 2 1 期第 3 3 回胆振海区漁業調整委員会を開会いたします。

開会にあたり、会長から、一言ご挨拶をお願いします。

岩田会長

委員の皆様、明けましておめでとうございます。

開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には、何かとご多忙のところ、出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、胆振総合振興局水産課の齊藤水産課長さんを始め関係者のご臨席を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、やはり新型コロナウイルスの感染拡大による全世界への影響。

我が水産業界においても、販路が閉ざされ、魚価安による水揚げ金額の減少など、大変厳しい経営状況に置かれていると承知しているところでございます。

新型コロナウイルスの感染拡大が早く終息し、元の姿に戻ることを願っているところであります。

さて、本日の議題についてですが、「協議事項」として、胆振総合振興局から協議があった「胆振海区における海区漁場計画案（素案）について」1件であります。

この協議事項につきましては、事務局からも説明がありますが漁業法改正による新たな手続きによるものであります。

皆様方には、よろしく審議の程、お願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶といたします。

あと、三戸部副会長の方から、一言御挨拶をしたいということですので、よろしくお願いいたします。

#### 三戸部副会長

皆さん、あけましておめでとうございます。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。

私事でございますが、昨年中は長い間委員会に出席できず、皆様方に大変な御迷惑をお掛けしたことを、この場をお借りして、お詫びを申し上げたいと思います。

本当に申し訳ございませんでした。

#### 松尾事務局長

時間の関係により、来賓紹介は省略させていただきます。

それでは、会長に議事の進行をお願いします。

#### 岩田会長

会議に入る前に出席委員の報告をさせていただきます。

委員定数15名中10名の委員さんに出席をいただいておりますので、本日の委員会は成立いたしました。

次に議事録署名委員の選出を行いたいと思いますが、委員会規程第6条により「会長が指名する」こととなっておりますので、私より指名させていただきます。

小谷地委員、三戸部副会長の両名にお願いいたします。

それでは、協議事項「胆振海区における海区漁場計画案（素案）について」を上程いたします。

事務局から説明願います。

#### 松尾事務局長

右上に協議事項と記載の資料をご覧ください。

令和2年12月23日付けで、胆振総合振興局長から胆振海区会長あて

に鵜さけ定第4号定置漁業権の存続期間満了に伴い、当該漁場を活用している鵜川漁業協同組合より、引き続き同様の漁業権の設定要望があったことから、海区漁場計画案（素案）の作成にあたり、漁業調整上の支障の有無について、当海区委員会に意見を伺いたいと言うものでございます。

なお、昨年までは、当委員会が鵜川漁業協同組合から漁場計画樹立の要望を受け当海区委員会が建議していましたが、今般の漁業法の改正により、委員会が漁場計画を建議できる条文がなくなり、漁業法改正後、今回、初めて新たな手続きで行うものでございます。

漁場計画案（素案）の内容説明につきましては、坂本漁業管理係長からお願いします。

#### 坂本漁業管理係長

胆振海区における海区漁場計画案（素案）につきまして、私から説明いたします。

当該協議の趣旨ですが、鵜川漁協のさけ定置については、平成16年1月の単年度免許以降、毎年毎年、当初と同様の漁場計画が樹立され、その都度免許を受けており、去年の免許は年末をもって満了しています。

先ほど事務局長からもありましたが、昨年12月1日に施行された改正漁業法によりまして、本庁とも連絡調整をしながら新たな計画策定の手順で取り進めているところですが、昨年、鵜川漁協から水産林務部長あて、引き続き漁場計画を設定して欲しいとの要望が出されており、それを受けた水産林務部として、引き続きの漁業権の設定を検討するため、海区漁場計画素案の作成について振興局に依頼があったところです。

振興局として海区漁場計画の作成にあたっていくつか要件があるのですが、漁業法第63条第1項で規定されています、漁業調整上の支障を及ぼすことがないかを確認する必要があるため、今般、海区委員会のご意見を伺うため協議するものです。

なお、この単年度免許については、漁場の区域が、苫小牧港港湾区域に隣接している漁業権消滅区域内にあることから、毎年度、港湾を管理する苫小牧港管理組合と公益上の支障について協議して、免許されているものであり、別途、道と港湾管理組合とで協議を行うことを申し添えます。

次のページをご覧ください。

胆振海区における海区漁場計画案（素案）についてご説明いたします。

これらの項目は、新漁業法及び漁業法施行規則の規定に基づき公示する内容を記載しております。

1の鵜さけ定第〇号の漁業権に関する事項としまして、アの漁場の位置はむかわ町地先。

イの漁場の区域は資料を1枚おめくりいただくと、区域図を示しておりますが、むかわ町と厚真町の境界付近の漁業権消滅区域内に設定します。

資料戻りまして、ウの漁業種類はさけ定置漁業、漁業時期は8月1日から12月15日まで。

エの存続期間は8月1日から12月31日までの単年。

才の免許の条件として、敷設する身網の数は1個でなければならない。  
8月1日から8月31日の間は網を設置してはならない。  
12月4日から12月15日までの間は漁獲してはならない。  
さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがある時は、知事は当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがある。

これらの事項につきましては、繰り返しになりますが、これまでの鵜川漁協が受けていた短期免許の内容と同じ内容です。

2の保全沿岸漁場に関する事項ですが、指定の予定はなく、3の免許予定日は8月1日で、4の免許申請期間は空欄です。

鵜川漁協の短期免許に関する海区漁場計画案（素案）に係る説明は以上です。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

**松尾事務局長**

ただ今、坂本係長から漁場計画案（素案）の説明をいただきましたが、この素案協議後の委員会開催日程等に係るスケジュールについて、あくまでも想定ですが、5ページに参考までに添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

なお、赤く囲んだところが、海区委員会に係るところとなります。説明は以上です。

**岩田会長**

説明が終わりました。

この素案について、当海区において漁業調整等支障はありますか。ご意見などありましたらお伺いします。

**委員**

〔ありませんの声〕

**岩田会長**

それでは、協議事項「胆振海区における海区漁場計画案（素案）について」は、「特段支障はない」旨、胆振総合振興局長へ報告することによろしいですか。

**委員**

〔異議なしの声〕

**岩田会長**

それでは、そのように決定いたします。  
以上で、本日の委員会は終了いたします。  
年始め早々の審議、誠にありがとうございます。